

6月6日の議会運営委員会において配付にとどめるものと決定したものです。

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 2 1 号		平成 2 9 年 5 月 3 0 日 受 理
件 名	有料公園施設の使用料を現行どおり維持することを求める陳情	
陳 情 者	秦野市北矢名 5 6 - 9 公民館等公共施設の使用料値上げ問題を考える会 代表 平井 洋子 秦野市鶴巻南 1 - 6 - 4 平和・民主・革新をめざす秦野市懇談会 事務局 石井 富士男	
陳 情 の 要 旨		
<p>市は、平成 2 8 年 1 0 月に有料公園施設等（以下「有料公園施設」という）の使用に係る使用料を引き上げると公表しました。</p> <p>市は、有料公園施設について、都市公園法第 1 8 条の規定により設置及び管理しています。</p> <p>平成 2 7 年度、中央運動公園、野球場、陸上競技場、テニスコート、水泳プール、総合体育館、おおね公園、立野緑地庭球場等を利用した市民等は、延べ約 7 0 万人でした。</p> <p>この様に多くの市民等が有料公園施設を利用しています。</p> <p>私たちは、有料公園施設の使用料を市が引き上げなければならない財政的な環境は無いと考えます。</p> <p>そして市は、有料公園施設の利用者にこれ以上の負担を求める道理と根拠はありません。</p> <p>まずその 1 は、市監査委員が平成 2 7 年度決算の市の主な財政指標の状況で、「財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率」を挙げる財政運営を評価しています。</p> <p>その 2 は、市が平成 2 8 年 1 1 月 1 日発行「広報はだの」で市の財政の健全度について、「本市の財政は財政悪化の目安とされる『早期健全化基準』を全ての項目で下回り、前年度までと同様、健全な状態を維持しています。」と自ら評価しています。</p> <p>以上のように市は、「市の台所事情は、健全財政の維持」と認めています。従って、下記の項目を陳情します。</p> <p>陳情項目 有料公園施設の使用料は、現行どおり維持すること。</p>		